

## OIE 陸生動物衛生規約改正案に対する我が国のコメント

### 第 1.3.5 章：ゾーニングとコンパートメンタリゼーション

我々は、専門家及び関係者の意見交換を踏まえ、この章について以下のとおりコメントを提出する。

#### 1. 総論

- 1) 今回の改正案においては、コンパートメントの適用について一定の明確化を図るための提案がなされており、事務局およびコード委員会の努力を多とする。
- 2) 我々は、バイオセキュリティプランがゾーニングやコンパートメントの適用にとって鍵となる概念であると考えているが、これは加盟国にとって新しい言葉である。コード改正案に対して十分な検討が行われるよう、我々は、OIE が採用した新しい 2 年サイクルの協議方法を考慮し、十分に検討するため、近く行われる総会で全体を直ちに採択するよりも、定義及び第 1.3.5.4.5 条に記載されたバイオセキュリティプランについて"under study"として採択した方がよいと考えている。
- 3) コンパートメントの適用には、疾病ごとに特有の要件について、十分詳細に記載したガイドラインが開発されるべきである。このガイドラインは重要な要素であることから、当該疾病の専門家、科学委員会、コード委員会及び加盟国の十分な議論を経てコードに含まれるべきである。参考までに、動物衛生の状態を決定するために必須の動物疾病サーベイランスについては、一般的なガイドラインと疾病別のガイドラインの両方とも、コードに記載されていることを指摘しておきたい。
- 4) 我々は、ゾーニング及びコンパートメントが全ての疾病に適用できるわけではないとした、第 1.3.5.1 条の改正を支持する。また我々は、伝染性が非常に強い疾病や媒介昆虫が存在する疾病には、コンパートメントの適用は困難であると考えている。加盟国の誤解を防ぐため、OIE は特定の疾病へのコンパートメント適用について判断するための基本的な考え方を提供すべきであると考えている。もし OIE がアドホックグループまたは科学委員会でこうした議論を行う場合、我が国の専門家が貢献できる可能性がある。
- 5) 最後に、本章について 9 月の科学委員会報告と 10 月のコード委員会報告で異なるアプローチが示されたかもしれないと思い、少々混乱したことを述べておきたい。9 月の委員会報告で科学委員会は、現在のコードの章は変更せず、コンパートメントを実際に導入するためのガイドラインをコードの附則として作成すべきであると報告している。一方コード委員会は、10 月の委員会報告で科学委員会の決定には言及せず、コードの章の改正案を提示すると同時に、コンパートメントを鳥インフルエンザに適用するためのガイドラインを開発する意向を示している。我々は、両委員会がこの問題に対して共通のアプローチを取ることを期待している。

#### 2. 各論

## 1) バイオセキュリティプランの定義

(案文)

バイオセキュリティプラン：

ゾーン又はコンパートメントへの疾病侵入及び拡大の潜在的経路を特定する計画であり、~~適用できる~~適切な場合は、コードの推奨に従い、疾病リスクを減少させるために適用している又は適用予定の手段を記述するものである。本計画では、リスクを定期的に再評価し、措置を適切に手直しするために、どのように監査を受けるかについて記述している。

(理由)

バイオセキュリティプランは、ゾーンやコンパートメントの清浄性を維持する能力があることを証明するために準備されるものであり、必要に応じて、輸入国の適切な保護の水準に従ってこれを作成するよう要求することはSPS協定上、輸入国に認められた基本的な権利である。

## 2) ガイドラインの位置づけ

(案文)

### 第 1.3.5.1 条

#### 序文

....

ゾーニング及びコンパートメンタリゼーションは全ての疾病に適用できるわけではなく、ゾーニングあるいはコンパートメンタリゼーションの適用が適切であるとされる疾病ごとに、個別の要件が記したガイドラインがコード内に開発されることになる。...

ゾーンあるいはコンパートメントで疾病が発生した後、清浄性を回復するためには、疾病の再発を防止するためにバイオセキュリティプランを適切に修正すべきであり、加盟国はコードの関連する疾病の章およびガイドラインの勧告に従うべきである。

....

(理由)

その重要性に鑑み、コンパートメントの適用に必要な疾病別の特別な要件は、作成の過程に加盟国の積極的な参加を促しつつ、コードの附則で規定すべきである。ゾーンやコンパートメントの清浄性を回復する際には、原因追及時の発見に従ってバイオセキュリティプランの点検、見直しする必要がある。

## 3) バイオセキュリティプランの記述の整理

(案文)

### 第 1.3.5.4 条

ゾーンもしくはコンパートメントを定義するための原則

5. コンパートメントでは、バイオセキュリティプランには、関連する企業又は農場と、獣医当局の協力体制及びそれぞれの責任を明示するべきである。また、実施されたサーベイランス、個体識別及びトレーサビリティシステム、並びに管理方法がコンパートメントの定義を十分に満たしているという明確な証拠を提供するために、日常業務内容も記載すべきである。動物の移動制限に関する情報に加え、群生産記録、飼料の由来、サーベイランス結果、出生及び死亡記録、訪問者記録、罹患率、死亡率の履歴、投与薬品、ワクチン、研修記録及びリスク軽減の評価に必要な他の基準をバイオセキュリティプランに含むべきである。必要な情報は動物種及び検討中の疾病によって変わるだろう。~~バイオセキュリティプランには、サスタが定期的再評価を受け、それに沿って措置が確実に修正されるために、その措置がどのように監査されるかも記されるべきである。~~

(理由)

バイオセキュリティプランの定義と重複していることから、削除すべきである。

#### 4) 輸入国によるコンパートメントの検査および調査

(案文)

##### 第 1.3.5.5 条

ゾーンまたはコンパートメントを定義確立し、国際貿易目的でそれが認められる際  
に取られる一連のステップ

....

##### 1. ゾーニングについて

- a) 輸出国は、サーベイランスとモニタリングとモニタリングに基づき、領土内で  
単一もしくは複数の特定の疾病に関して、区分された衛生ステータスを有する  
家畜の亜群を含むとみなす自国内の地理的な地域を特定する。 . . .

....

- c) 輸出国は、輸入国に ：上記の情報を輸入国に提供し、該当する地域を国際貿易  
のために疫学的に分離されたゾーンとして扱うことができること理由について  
説明する。

i) 上記の情報を提供し、該当する地域を国際貿易のために疫学的に分離された  
ゾーンとして扱うことができる理由について説明する。

ii) 輸入国の求めに応じて、ゾーニングの設定について調査や評価の実施を可能  
とするためのアクセスを提供する。 . . .

....

##### 2. コンパートメンタリゼーションについて

....

- d) 輸出国は、輸入国に ：上記の情報を提供し、そのような企業を国際貿易のため  
に疫学的に隔離されたコンパートメントとして扱うことができる旨理由を説明  
する。

i) 上記の情報を提供し、該当する地域を国際貿易のために疫学的に分離された

ゾーンとして扱うことができる理由について説明する。

ii) 輸入国の求めに応じて、コンパートメントの設定について調査や評価の実施を可能とするためのアクセスを提供する。 . . .

(理由)

コード委員会報告によると、モニタリングの定義は現在見直しの対象となっており、その検討結果が出るまで現在の表現を維持すべきである。

S P S 協定第 6 条第 3 パラグラフによると、輸入国が必要とした場合、提案があったゾーニング / コンパートメントの動物衛生状態が適切に認定できるようゾーニング / コンパートメントの設定が適切であるかどうかについて調査するために、求めに応じて適切なアクセスが輸出国によって与えられるべきである。類似の規定は、第 1.3.6.4.11.条にも存在する。

## 第 2.2.10 章：口蹄疫

### 1．総論

今回第 2.2.10.6 条 "under study"において、口蹄疫清浄国又は地域において口蹄疫が発生した際に適用できる措置として「封じ込め地区」という新たな考え方が初めて提案されたことについて、事務局、科学委員会およびコード委員会の努力を評価したい。

しかしながら、「封じ込め地区」の要件の一つとされている「発生が限定されている」かどうかを判断するためには、同地区において続発が一定期間ないこと及びその他の地域の清浄性が維持されていることが必須である。そのことを確実に担保するためには結局、現行コードに規定されている清浄性復帰のための要件を満たす必要があると考える。また、「封じ込め地区」の要件を満たすためには、摘発淘汰後少なくとも 3 ヶ月程度は要するというのが我が国の専門家の見方である。世界の動物衛生状態の改善という視点からは、口蹄疫の迅速な撲滅が最優先である。実態的にみても、「封じ込め地区」の設定に要する人的、財政的労力を考慮すれば、その労力をすべて清浄化に注ぐ方がより効果的と考える。

我々は、この新しい考え方については、以下のような点も含めて、実用面から口蹄疫のステータス評価のアドホックグループを含めた専門家による検討を深める必要があると考えており、"under study"のステータスを維持すべきであると考えている。

- 1) 「封じ込め地区」の物理的範囲（地理的基準）
- 2) 緩衝地区の設定など、封じ込めを確実にを行うための追加的措置
- 3) 「封じ込め地区」と「それ以外の地区」で、それぞれ「未発見事例がないこと」と「いかなる感染の証拠も発見されていないこと」を確認するための具体的なサーベイランス基準
- 4) ワクチン接種を実施している場合に必要な追加的措置

### 2．各論

#### 1) 清浄国の汚染国からの隔離

第 2.2.10.2 条及び第 2.2.10.3 条において提案されている、「口蹄疫清浄国に関する緩衝地区等により近隣の汚染国から隔離されるべきである」、「ウイルスの侵入を効果的に防ぐ家畜衛生措置が実施されるべきである」との提案を支持する。

#### 2) 野生動物由来の皮と剥製の頭部についての貿易条件

(案文)

##### 第 2.2.10.29 条

口蹄疫清浄国もしくは地域（ワクチン接種もしくは非接種）から輸入する際は、家畜衛生当局は以下のことを要求すべきである：

口蹄疫に感受性のある野生動物由来の皮と剥製の頭部について

それらの製品が、出生以来~~出生以来~~当該国もしくは地域から出たことがないと殺されたから出たことがない動物、もしくは、口蹄疫清浄国もしくは地域（ワクチン接種もしくは非接種）から輸入された動物由来であることを証明する国際動物衛生証明書の提出。

（理由）

汚染国から侵入した可能性が否定できない場合は、疾病の侵入リスクがあると考えられることから原文を維持すべき。

## 第 2.3.13 章：B S E

我々は、プリオン病の専門家及び関係者の意見交換を踏まえ、この章について以下のとおりコメントを提出する。

### 1．「無視できるリスクを有する国」及び「管理されたリスクを有する国」に課される貿易条件の追加（第 2.3.13.6a、2.3.13.7、2.3.13.12 条）

我が国のコメントを踏まえ、「無視できるリスクの国」に存在する高リスク牛群に対応するため、生体牛及び肉骨粉に一定の要件を追加するとのコード委員会提案を強く支持する。我が国は、今回の改正に併せて、規定の整合性を確保するため、「無視できるリスクの国」からの牛肉についても、肉骨粉の給与禁止が効果的に施行された日の後に出生したものに由来する旨の規定を追加することを求める。

「管理されたリスクの国」からの生体牛に関する要件の強化に関する提案を支持する。

### 2．飼料規制に関する規定の強化とその効果的実施の明確化

現行コードにおいては、B S E のリスクを管理するための飼料規制として、反芻獣由来の肉骨粉を反芻獣に給与しないことを規定している。実態面をみると、多数の B S E 発生国において飼料規制実施後に出生した牛で B S E 感染牛が確認されており、交差汚染の防止が B S E の根絶にとって極めて重要な手段であることは明らかである。従って、飼料規制に関する規定は有効性を考慮し、ほ乳動物由来の肉骨粉及び獣脂かすは反芻獣に給与すべきでないとして規制を強化する必要があると考える。

また、効果的な飼料規制がいつから実施されているかの具体的な判断基準は示されておらず、条文の適用に際し加盟国の混乱が懸念される。このため、飼料規制が実施された日について、O I E が判断基準を示すべきであると考えている。

さらに、動物用飼料から特定危険部位を除く措置が飼料規制の有効性を大きく向上すると考えられることから、こうした措置についても O I E が併せて検討すべきであると考えている。

### 3．食品、飼料、肥料、化粧品、生物学的製剤を含む医薬品又は医療用器具に利用される骨由来のゼラチン及びコラーゲンの条件変更

ゼラチン及びコラーゲンに使用される牛骨の使用条件緩和については、科学的見地からの慎重な検討を求める。

また、透明性確保の観点から、O I E が審議録、審議資料について公表することを求める。

( 案文 )

### 第 2.3.13.3 条

#### 無視できる BSE リスク

.....

3. かつ、

- a) BSE の発生がないこと、又は発生がある場合、すべての BSE 感染事例も輸入されたものであることが証明されており、かつ、完全に処分 ( destroy ) されたこと、並びに：

.....

) 適切なレベルの管理 ( control ) と査察 ( audit ) を通じて、少なくとも 8 年間、~~反すう動物~~ ほ乳動物 由来の肉骨粉又は獣脂かすが反すう動物に給餌されていないことが証明されていること；

又は

- b) いかなる自国産牛における BSE 発生例も 11 年よりも前に出生していること；及び

.....

) 適切なレベルの管理 ( control ) と査察 ( audit ) を通じて、少なくとも 8 年間、~~反すう動物~~ ほ乳動物 由来の肉骨粉及び獣脂かすが反すう動物に給与されていないことが証明されていること；及び

### 第 2.3.13.4 条

#### 管理された BSE リスク

.....

3. かつ、

- a) BSE の発生がないこと、又は発生がある場合、すべての BSE 感染事例も輸入されたものであることが証明されており、かつ、完全に処分されたことが証明されていること、第 2.3.13.2 条の 2) から 4) に掲げる基準が遵守され、適切なレベルの管理及び査察を通して、~~反すう動物~~ ほ乳動物 由来の肉骨粉及び 獣脂かすが反すう動物に給与されていないことが証明できるが、以下に掲げる 2 つの条件のうちの一つが少なくとも当てはまること：

.....

) ~~反すう動物~~ ほ乳動物 由来の肉骨粉又は獣脂かすの反すう動物への給与に係る管理 ( control ) が 8 年間実施されてきたことを証明することができないこと；

又は

- b) 自国産牛での発生事例がこれまでにあり、第 2.3.13.2 条の 2. から 4. までに掲げる基準が遵守されており、かつ、適切なレベルの管理と査察を通して、~~反すう動物~~ ほ乳動物 由来の肉骨粉及び獣脂かすが反すう動物に給与されていないことが証明できるが、以下の 2 つの条件のうち、少なくとも一つが当てはまること：



.....

)反すう動物ほ乳動物由来の肉骨粉及び獣脂かすの飼料給与に係る管理が 8 年間実施されていることを証明することができないこと；

#### 第 2.3.13.6.a 条

.....

b)当該牛は、反すう動物ほ乳動物由来の肉骨粉及び獣脂かすの反すう動物への給与禁止措置が効果的に施行された日の後に出生したものであること。

#### 第 2.3.13.7 条

.....

3. 自国産牛において BSE 感染事例がある国、地域又はコンパートメントの場合、輸出用に選抜された牛は、反すう動物ほ乳動物由来の肉骨粉又は獣脂かすの反すう動物への給与禁止措置が効果的に施行された日の後に出生したものであること。

#### 第 2.3.13.8 条

.....

1. 反すう動物ほ乳動物由来の肉骨粉及び獣脂かすの反すう動物への給与が禁止されており、かつ、当該禁止措置が効果的に実行されていること；

....

3. 輸出用に選抜された牛は：

a) 母牛及び原産牛群までさかのぼることができる永久個体識別制度によって識別されており、かつ、BSE 患畜又は疑似患畜の産子でないこと；

b) 反すう動物ほ乳動物由来の肉骨粉及び獣脂かすの反すう動物への給与禁止措置が効果的に実行された日から少なくとも 2 年経過後に出生したものであること。

#### 第 2.3.13.9 条

.....

2. 生鮮肉又は肉製品が由来する牛がと殺前後の検査に合格し、ほ乳動物由来の肉骨粉又は獣脂かすの反すう動物への給与禁止措置が効果的に施行された日の後に出生した牛由来のものであること。

#### 第 2.3.13.12 条

1. 反すう動物由来の肉骨粉又は獣脂かす、若しくはこれらの製品を含有するすべての物品であって、第 2.3.13.3 条において規定されている国、地域又はコンパートメント由来のものは、当該物品が反すう動物ほ乳動物由来の肉骨粉又は獣脂かすの反すう動物への給与禁止措置が効果的に施行された日以前に出生した牛に由来する場合は、貿易すべきでない。

## 第 2.5.7 章：馬鼻肺炎

### 現在の表題

馬鼻肺炎（馬ヘルペスウイルス感染症）

### 提案する表題

馬ヘルペスウイルス 型（流産、神経麻痺型）感染症

または少なくとも、

馬ヘルペスウイルス 型感染症

（理由）

馬鼻肺炎は馬ヘルペスウイルス 型（EHV-1）と 型（EHV-4）の総称である。これらのウイルスは、世界中の馬集団で常在していて、呼吸器感染を起こすが国際貿易において深刻ではない。しかしながら、流産、神経麻痺型の EHV-1 による感染は深刻な経済的打撃と胎児への感染をも引き起こすことから重要である。それゆえ、コードは EHV-1 によって引き起こされる流産と神経麻痺に注目すべきであり、疾病名も馬鼻肺炎から EHV-1 流産・神経麻痺感染症あるいは少なくとも EHV-1 感染症に変更すべきである。

本変更提案に従い、陸生動物マニュアルでもコードと同様に「馬鼻肺炎」という言葉を変更すべきである。

## 第 2.6.7 章：豚コレラ

我々は改正提案に対して、以下の 2 つのコメントを提出する。

### 1) 豚コレラの清浄性の定義

我々は、改正案提示に対するコード委員会の努力を多とするが、第 2.6.7.3.、2.6.7.4.、2.6.7.5. 条に対する改正案は依然として難解である。特に：

1. 第 2.6.7.3.1 条に定義されている歴史的清浄性は、多くの疾病にも適用可能なものであり、複雑さを増している。
2. 第 2.6.7.3.3 条に規定された、撲滅計画の結果による清浄性と、第 2.6.7.5 条に規定された清浄性の回復の関係が不明確である。
3. 清浄性とワクチン接種との関係が不明確である。

加盟国に広く受け入れられている口蹄疫の清浄性の定義を参考にし、加盟国が理解しやすく誤解のないよう、我々は次のような新しい清浄性の定義を提案する。

さらに我々は、コード委員会に対し、第 2.6.7.5 条にある「ワクチン接種豚と感染豚を区別するのに有効な手段」とは何であるのかについて、説明を求めたい。

(案文)

### 第 2.6.7.3 条

#### 豚コレラ清浄国、地域またはコンパートメント

豚コレラのワクチン接種をしていない清浄国、地域、またはコンパートメントとみなされるためには、国、地域、またはコンパートメントは次の基準を満たすべきである。

1. 附則第 3.8.8 章に従って 12 ヶ月以上サーベイランスが実施されていること
2. 第 2.6.7.2 条に従ってリスク評価が実施されていること
3. 12 ヶ月以上発生が見られないこと
4. 少なくとも 12 ヶ月以上、家畜豚へのワクチン接種が禁止されていること
5. ワクチン接種中止以来、ワクチン接種家畜豚が輸入されていないこと
6. 附則第 3.8.8 章のサーベイランスに従って、少なくとも 12 ヶ月間、野生豚集団で豚コレラ感染が見られないこと

### 第 2.6.7.4 条

#### 清浄性の回復

(現規定と同様)

### 2) コーデックスの食肉の衛生管理についての基準の参照

(案文)

### 第 2.6.7.18 条

家畜豚は豚コレラに清浄であるが野生豚に感染が見られる国又は地域から輸入する場合、

家畜衛生当局は、

家畜豚の生鮮肉に関して、

託送された肉全体が以下の動物由来であることを証明する国際動物衛生証明書の提示を求めるべきである：

1. 出生以来、又は、少なくとも過去 3 カ月間、家畜豚における豚コレラ清浄国、地域又はコンパートメントで飼養されていたこと；
2. 承認を受けていると畜場でと殺されており、~~コーデックス食肉の衛生管理についての基準附則 3.10.1~~に示された生前検査及び生後検査において豚コレラを疑ういかなる兆候も認められなかったこと。

#### 第 2.6.7.19 条

豚コレラ清浄国又は地域から輸入する場合、家畜衛生当局は、

野生豚の生鮮肉に関して、

以下のことを証明する国際動物衛生証明書の提示を求めるべきである：

1. 以下の動物由来の肉であること：
  - a) 豚コレラ清浄国又は地域でと殺されていること；
  - b) 承認を受けている検査センターで~~コーデックス食肉の衛生管理についての基準附則 3.10.1~~に示された生前検査及び生後検査を義務付けられ、豚コレラを疑ういかなる兆候も認められなかったこと；

かつ、当該動物が殺された地域が、野生豚が豚コレラに汚染している地域に隣接している場合には：

2. 捕獲された全ての動物から集められた検体について、豚コレラに対するウイルス学的試験及び血清学的試験の実施が義務付けられ、陰性の結果が得られていること。

(理由)

この 2 条はコーデックスの食肉の衛生管理についての基準 (CMPM) を参照しているが、コード内の全ての章がこうした参照を実施しているわけではない。CMPM は食品衛生に対する基準であり、家畜衛生に対する基準ではない。豚コレラが食品衛生に関する問題を生じないことを考えると、生前生後検査について規定した、附則第 3.10.1 章を参照するのがより適切であると考えられる。

## 第 2.7.12 章：鳥インフルエンザ

我々は改正提案に対して、以下の 2 つのコメントを提出する。

### 第 2.7.12.1 条

#### 1) 野鳥の感染に関する報告

(案文)

4. 国際貿易を目的として、コードが規定する家きん以外で強毒性鳥インフルエンザの感染があったことを元に、緊急輸入停止をすべきではない。しかし、家きんと野鳥との接触が疑われる場合には、感染は OIE に報告すべきである。

(理由)

野鳥での強毒性鳥インフルエンザ発生を管理することは難しく、これによって即座に貿易停止措置を講じるべきではないことは理解する。しかし、水性家禽が渡り鳥と接触する機会はあると思われる。感染した鳥と家禽との接触が疑われる場合には、感染は報告すべきであると考えます。

#### 2) 感染と扱う抗体検出

(案文)

- ~~5. ワクチン接種によるものではない NAI の血清亜型 H5 又は H7 に対する抗体が、家きんから検出された場合には、さらなる調査を実施すべきである。単発的な血清学的陽性結果が確認された場合、徹底的な疫学的調査によりさらなる NAI 感染の証拠を示されなければ、NAI 感染が否定されることがある。~~

~~4.6.5. N A I ウイルスによる感染の発現 ( occurrence of NAI virus infection) は、以下により定義される：~~

- a) 家きん又は家きん由来畜産物から、H P N A I ウイルスが分離され、かつ、当該ウイルスと同定されたとき、又は H P N A I に特異的な R N A が検出されたとき、又は、
- b) 家きん又は家きん由来畜産物から、L P N A I ウイルスが分離され、かつ、当該ウイルスと同定されたとき、又は L P N A I に特異的な R N A が検出されたとき、又は、
- c) ~~ワクチン接種によるものではない NAI の血清亜型 H5 又は H7 に対する抗体が、家きんから検出されること。単発的な血清学的陽性結果が確認された場合、徹底的な疫学的調査によりさらなる NAI 感染の証拠が示されなければ、NAI 感染が否定されることがある。~~
- c) ワクチン接種によるものではない NAI の血清亜型 H5 又は H7 に対する抗体が、家き

んから検出されること。単発的な血清学的陽性結果が確認された場合、徹底的な疫学的調査によりさらなる NAI 感染の証拠が示されなければ、NAI 感染が否定されることがある。

(理由)

抗体検出は、鳥インフルエンザウイルスの存在を調べるために加盟国で広く用いられている一般的な方法である。特定の宿主に鳥インフルエンザウイルスが存在するかどうかは明らかではないとしても、抗体が検出された場合には群にはウイルスが存在すると考えるべきである。抗体検出を感染と見なさないことにより、加盟国は鳥インフルエンザウイルスのさらなる調査に対する動機付けを失い、結局、発生報告が行われないことになるかもしれない。

したがって、我々は、原文を維持し、世界的な鳥インフルエンザ発生を管理するため、抗体検出を感染と扱うべきであると強調したい。

## 第 3.5.1 章：動物の個体識別とトレーサビリティに関する一般原則

### 第 3.5.1.1 条

(案文)

6. 動物の個体識別とトレーサビリティは、食品供給全体に対して他の当局が責任を持っている場合でも、獣医当局の責任のもとに置かれるべきである。個体識別の適切な実施や、迅速な報告といった実施状況はシステム全体の完全性を維持するため、検査を通じてモニターし、不適切な事項を見つけた場合には是正すべきである。

(理由)

動物トレーサビリティのモニタリングと検査は、システムの完全性を維持するために必要であり、一般原則に規定すべきである。

### 第 1.3.3 章：獣医サービスの評価および Performance Vision Strategy Instrument

我々は、試験的实施から得られた知見を反映した手引き書及び指標である PVS instrument を改訂するための OIE の努力を多とする。我々は（OIE 広報 2006-3 の OIE ニュースに報告されたように）柔軟かつ迅速な更新を可能とするため、この更新が加盟国の承認手続きを経ることなく行われると理解している。コード改正手続きとは異なることから、我々はこの SPS 協定上の位置づけ、即ち、このツールが国際基準に該当するものなのかどうかを尋ねたい。

PVS 評価が開発途上にあり、国内の獣医サービスの向上のための指標として用いられることを考えれば、我々はコード委員会が PVS 評価の導入に関する問題点の検証を始めるべきであると考えている。十分なデータがそろったところで、日本はその試行における評価者による結果のばらつきや、評価者の地理的ばらつきについて評価を求めたいと考えている。



## 第 3.2 部：採精と精液の処理

我々が調べた限り、水胞性口炎が精液によって感染するという科学的根拠は見あたらない一方、第 3.2.2.3 条 3.d) は、この疾病に関する検査を以下のように規定している。

### 第 3.2.2.3 条

#### 雄豚の検査プログラムについて

#### 3. 定期的な試験

##### d) 水胞性口炎

雄豚は、陸生動物マニュアルに従って補体結合試験を実施した結果陰性であること。  
定期検査は少なくとも 12 か月毎に実施すること。

牛も水胞性口炎ウイルス (VSV) に感染するが、附則 3.2.1 (牛および小反芻獣の精液) には同様の規定は見られない。また、2.2.11 章にも、同様の規定は見られない。我々は OIE が、精液に対して VSV の検査を必要とする根拠を示すか、第 3.2.2.3 条 3.d) を削除すべきであることを提案する。

## 附則第 3.8.4 章：B S E のサーベイランス基準

昨年 9 月のコード委員会報告に対して提示した以下のコメントについては、未だ解決していないと考えられることから、改めて問題提起したいと考えている。

### 第 3.8.4.4 条

第 1 に、O I E 事務局に対し、最大の有病率を 1/1,000,000 から 1/100,000 に変更したことについて前回の総会及びその後のアドホックグループにおける議論の記録がないことについてリマインドしたい。したがって、この問題については、早期に見直されるべきである。

第 2 に、我々は、「切迫又は緊急と殺牛もしくはダウナー（へたり牛）」と「死亡牛」の 2 つの牛群を各国の状況及び判断に応じて統合可能とする選択肢が示されたことを評価する。しかし、我々は、依然として、受動的サーベイランス（臨床症状牛）に過度に焦点を当てた現行の評価ポイントシステムは、各国の検査結果を含む情報の蓄積や診断技術の進歩に沿って見直されるべきと考える。もし、そういった見直しの機が熟していないのであれば、次善の策として「健康と畜牛」を除く 3 つの牛群を統合することを提案する。

．．．

第 4 に、さらなる透明性を確保するため、以下の情報が加盟国に対して提供されるべきと考える。

a) 2 か所の O I E 協力センターによって実施された、BSurvE モデルに関するピアレビューに対する O I E の評価

（理由）

我々も、欧州で B S E が蔓延していた時期において、B S E の臨床症状を疑う牛に焦点を合わせることで、B S E 感染牛を検出するための最も効率的かつ効果的戦略であったことは理解している。しかし、このことは、受動的サーベイランスが浸潤率の決定とそのトレンドを決定する上で最良の方法ということをも必ずしも意味しない。言い換えれば、我々は、受動的サーベイランスが世界のどこでも適用できる万能の戦略とは考えていないということである。例えば、表 1 は、E U 加盟国と我が国の受動的サーベイランスの摘発率を示したものである。これにより、受動的サーベイランスが能動的サーベイランスよりもより効率的に機能するのは、成牛 1 0 0 万頭あたりの年間発生頭数が高い国のみであることが明確に示されている。逆に、受動的サーベイランスは、我が国を含む成牛 1 0 0 万頭あたりの年間発生頭数が比較的低い国では有効に機能しない。我々は、この減少の理由は、不十分な畜主 / 獣医師の啓発プログラムによるものではないと考えている。というのも、これらの成牛 1 0 0 万頭あたりの

年間発生頭数が低い国々は、非常に整備された家畜衛生サービスの基盤を持ち、EU加盟国だけでなく我が国においてもBSEの臨床症状を含む畜主/獣医師の啓発プログラムを積極的に実施してきたからである。

さらに、表2は、「受動的サーベイランスの摘発率」が「年間発生件数」の減少に応じて減少することを示している。これは、受動的サーベイランスは「成牛100万頭あたりの年間発生頭数」が10頭以下では検出できないことを示唆している。

Table 1: Positives in active monitoring and passive surveillance

	Annual Incidence Rate 1)	Active monitoring ratio 2)	Passive surveillance ratio 2)
Portugal	94.901	0.0679%	15.2941%
United Kingdom	68.799	0.0422%	26.7857%
Ireland	43.327	0.0128%	11.2727%
Spain	38.945	0.0194%	34.6667%
Slovakia	24.635	0.0084%	0.0000%
Germany	10.915	0.0025%	0.1511%
Czech Rep.	10.324	0.0035%	
Slovenia	9.170	0.0044%	0.0000%
Belgium	7.882	0.0020%	1.7751%
France	4.736	0.0016%	8.3333%
Poland	3.578	0.0023%	0.0000%
Netherlands	3.399	0.0011%	0.0000%
Japan 3)	2.491	0.0004%	
Italy	2.348	0.0008%	0.0000%
Denmark	1.296	0.0004%	0.0000%
Austria	0.000	0.0000%	0.0000%
Luxembourg	0.000	0.0000%	0.0000%
Greece	0.000		
Finland	...		

Source: 1) OIE (2004)  
 2) European Commission (2004)  
 3) MAFF and MHLW (FY2004)

Table 2: Trend of Annual incidence rate and passive surveillance ratio

	2001		2002		2003		2004	
	Annual incidence rate 1)	Passive surveillance ratio 2)	Annual incidence rate 1)	Passive surveillance ratio 2)	Annual incidence rate 1)	Passive surveillance ratio 2)	Annual incidence rate 1)	Passive surveillance ratio 2)
Austria	0.96	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%
Belgium	28.22	3.7190%	25.75	1.7921%	10.54	0.0000%	7.88	1.7751%
Cyprus	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%
Czech Rep.	2.85		2.50		5.78	0.0000%	10.32	
Denmark	6.77	1.3699%	3.35	0.0000%	2.39	2.6316%	1.30	0.0000%
Finland	2.39	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%
France	19.70	19.4030%	20.96	19.8068%	12.01	2.7149%	4.74	8.3333%
Germany	19.97	3.2710%	17.02	3.1792%	8.71	1.1710%	10.92	0.1511%
Greece	3.30	0.0000%	0.00		0.00	0.0000%	0.00	0.0000%
Ireland	61.80	25.5187%	88.39	21.1350%	57.81	12.4242%	43.33	11.2727%
Italy	14.10	0.0000%	10.60	0.0000%	9.86	1.5873%	2.35	0.0000%
Luxembourg	0.00	0.0000%	14.54	0.0000%	0.00	0.0000%	0.00	0.0000%
Netherlands	10.25	3.0928%	13.19	2.5641%	10.86	8.0000%	3.40	0.0000%
Poland	0.00		1.28		1.49	1.9608%	3.58	0.0000%
Portugal	137.88	19.0184%	107.80	0.1533%	137.19	27.4510%	94.90	15.2941%
Slovakia	18.34		18.73		6.74	0.0000%	24.64	0.0000%
Slovenia	4.34		4.44		4.39	0.0000%	9.17	0.0000%
Spain	24.23	9.3750%	37.95	25.3731%	46.31	34.2466%	38.95	34.6667%
United Kingdom	232.76	65.8960%	228.24	54.4725%	122.25	40.7895%	68.80	26.7857%
Japan	1.44		0.97		1.96		2.49	

Source: 1) OIE

2) European Commission

## **陸生動物規約委員会の将来の作業予定**

### **陸生動物コードと水生動物コードの統合**

我々は、一般的な規定を統合し、陸生動物コードと水生動物コードを改善しようという試みを支持する。我々は、この作業によって共通の概念について調和が取られるものと信じている。しかしながら、統合の過程において、コード委員会に対し両コードの範囲で疫学的または生物学的な違いがあることを十分考慮するよう求めたいと考えている。例えば、ゾーニングとコンパートメンタリゼーションの章のように特定の疾病への適用が議論される章については、技術的な検討なしに編集し変更すべきではない。

### **動物生産および食品安全に関するワーキンググループ(APFSWG)に割り当てられた課題**

我々は、OIE が APFSWG を通じてコーデックスと協力を作業していることを歓迎する。こうした努力は、動物衛生と食品安全の間で共通の問題に関する国際基準の整合性確保を大いに促すものである。しかしながら、APFSWG の作業量はアドホックグループに検討を求めている科学委員会と比べて、APFSWG の限られた資源に対して作業量が多いのではないかとの懸念を持っている。APFSWG の負担を考慮し、我々はその他の優先課題が終了するまで、昨年3月より進展が見られていない"Good Farming Practice"に関する作業の優先順位を再検討することを提案する。